

※左の「発言要旨」4段中「わが国を守るために必要な措置かどうかを気にしないといけない。」という部分は、「わが国を守るために必要な措置かどうかを基準としなければいけない。」の誤りですので、訂正してお読みください。(磯崎事務所)

磯崎補佐官の発言要旨

磯崎陽輔首相補佐官の26日の講演での発言要旨は次の通り。

憲法には自衛権について何も書いていない。1959年の(最高裁の)砂川事件判決は、わが国の存立を全うする

ための自衛の措置は国家固有の権能であるとした。

中身を言わないから、政府は解釈してきた。昔は憲法9条全体の解釈から、わが国の自衛権は必要最小限度でなければならず、集团的自衛権は必要最小限度を超えるから駄目だと解釈してきた。72年の政府見解だ。

ただ、その時はまだ自衛隊は外に行く状況ではなかった。その後40年たって、北朝鮮は核兵器やミサイルを開発し、中国も軍備を拡張している。

政府はずっと必要最小限度という基準で自衛権を見てきたが、40年たって時代が変わったのではないか。集团的自

衛権もわが国を守るためのものであったらいいのではないかと提案している。

何を考えないといけないか。法的安定性は関係ない。(集团的自衛権行使が)わが

国を守るために必要な措置かどうかを気にしないといけない。わが国を守るために必要なことを憲法が駄目だと言う

ことはあり得ない。「憲法解釈を変えるのはおかしい」と言われるが、時代が変わったのだから政府の解釈は必要に応じて変わる。

(安全保障関連法案の審議は)9月中旬までには何とか終わらせたいが、相手のあんな話だから簡単にはいかない。